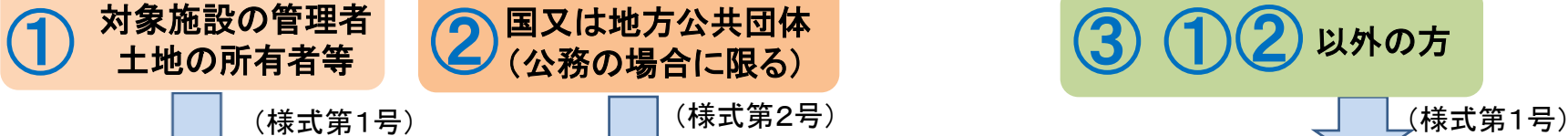


# 対象施設周辺地域において小型無人機等の飛行を行う場合の手続



## 対象施設の管理者等への同意の申請

通報に先立って、小型無人機等の飛行を行おうとする対象施設周辺地域に係る

- ・対象施設の管理者
- ・土地の所有者等(当該土地の上空を飛行させる場合のみ)

のいずれかから、当該飛行を行う同意を得る必要があります。

## 都道府県公安委員会への事前の通報(警察署経由)

- ・ 小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式の通報書を提出してください。
- ・ この際、警察署において実際に飛行させる小型無人機等を提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該小型無人機等の写真を提出することで足りります。

また、これに加えて、

- ②の場合・・・小型無人機等の飛行を行うのが国又は地方公共団体の委託を受けた事業者等である場合には、国又は地方公共団体から委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写しを提出する必要があります。
- ③の場合・・・対象施設の管理者等から交付された同意を証明する書面の写しを提出する必要があります。

※ 災害その他緊急やむを得ない場合に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、警察署に口頭で通報することで足りることとしています。ただし、その場合であっても「①②以外の方」については、対象施設の管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。

※ 通報書は、飛行を行う48時間前までに提出していただくわけですが、通報書の内容に不備があった場合には、再提出をお願いする場合がありますから、時間に余裕をもって通報書の提出をしてください。